

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人_____ (以下「当法人」という) 定款第____条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員の報酬等並びに評議員選任・解任委員、第三者委員の報酬等(以下「役員等」とする)について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

- 役員等については、別表1に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(公表)

第4条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、令和____年____月____日より施行する。

別表1(報酬等の支給)

(1) 評議員	日額
評議員会への出席 5,000 円	円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	円
(2) 理事	日額
理事会等会議への出席 5,000	円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤 5,000 円	円
(3) 監事	日額
監事監査等への出席	円
理事会等への出席	円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	円
(4) 評議員選任・解任委員	日額
評議員選任・解任委員会への出席	円
(5) 第三者委員	日額
第三者委員会への出席 5,000 円	円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	円